

# 「長崎市定住促進空き家活用補助金」

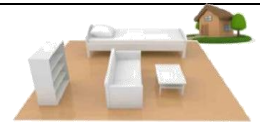
長崎市では、空き家を有効活用し移住や地域コミュニティの促進を図るため、市内にある一戸建て空き家住宅の改修工事等を行う方に対し、次の支援を行います。



## 1. 移住支援空き家リフォーム補助

申請できる方 (補助対象者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家を購入又は賃借し市外から市内に転入する方 (市内に転入して1年以上の方を含む)</li> <li>● 空き家の所有者(法人等を除く)で「空き家・空き地情報バンク」に登録済の方</li> </ul>
補助対象 (対象空き家 ・対象工事)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助申請の日又は転入日の1年以上前から引き続き居住していない空き家の改修工事(電気、ガス又は水道のいずれかが1年以上使用休止している事が証明できる空き家)</li> <li>● 市内に本社がある法人又は市内に住所がある個人の施工業者が施工し、対象となる改修工事費(税抜)の合計が20万円以上である事。 ※ 外構工事や器具設置等の補助対象とならない工事もあります。 ※ 補助金の交付決定前に工事着手した場合は補助対象となりません。</li> </ul>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助対象経費の2分の1(税抜き、千円未満切り捨て)を補助。</li> <li>● 補助金は50万円を限度とする。</li> </ul>

## 2. 空き家家財処分費補助



申請できる方 (補助対象者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家の所有者(法人等を除く)で「空き家・空き地情報バンク」に登録済の方</li> </ul>
補助対象 (対象空き家 ・対象事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助申請の日の1年以上前から引き続き居住していない空き家の家財処分(電気、ガス又は水道のいずれかが1年以上使用休止している事が証明できる空き家)</li> <li>● 家財処分費用(空き家内に収容している家具、衣類、食器、家電等の一般廃棄物処理費用等)及び、処分後の住宅部分の清掃</li> <li>● 市内に本社がある一般廃棄物収集運搬事業者又は自ら処分される方 ※ 家電リサイクル費用は補助対象となりません。 ※ 補助金の交付決定前に事業着手した場合は補助対象となりません。 ※ 対象空き家を補助金交付の日から1年間、「空き家・空き地情報バンク」に継続して登録することが条件です。 ※ 事業完了後に別途、(1)のバンクに登録済みの空き家を所有する方は移住支援空き家リフォーム補助の申請もできます。</li> </ul>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助対象経費の2分の1(税抜き、千円未満切り捨て)を補助。</li> <li>● 補助金は10万円を限度とする。</li> </ul>

※その他の要件も確認してください。

### 3.その他の要件

#### (1) 補助金に関する問い合わせ

長崎市 住宅政策室 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号長崎市役所 18階 TEL:095-829-1189	
申請書類	<ul style="list-style-type: none"><li>●長崎市住宅政策室及び、各地域センター窓口等で配布。</li><li>●市ホームページからも、ダウンロードすることができます。</li></ul>
申請書提出・問合せ先	<ul style="list-style-type: none"><li>●受付場所 長崎市住宅政策室 ※地域センター等では詳細の説明及び申請受付は出来ません。</li><li>●受付時間 9：00～17：00</li></ul>
申請書提出期限・その他	受付期間：令和7年1月31日（金）まで ※ただし、 <u>予算が無くなり次第終了</u> となります。

#### (2) 「空き家・空き地情報バンク」に関する問い合わせ

長崎市 建築指導課 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号長崎市役所 18階 TEL:095-829-1174	
-------------------------------------------------------------------	--

#### (3) 長崎市への移住に関する相談

ながさき移住ウェルカムプラザ 〒850-0057 長崎市大黒町14番5号 ホテルニュー長崎 1階 TEL:0120-301-801	
----------------------------------------------------------------------------	--